

## フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第52回 「パフォーマンス・シェア・ユニットの会計処理」 (※ パフォーマンス・シェア・ユニットに関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

### STEP 1 業績評価期間の会計処理

(1) 株主総会及び取締役会決議日時点  
決議時点では、株式や新株予約権の発行がなく、また、何らかの義務が生じていないことから、会計処理は必要ないと考えられる。

(2) 業績評価期間中の各期末日(四半期決算日を含む)  
パフォーマンス・シェア・ユニットでは、労働等の役務の提供を受ける企業が、事前に定められた条件(業績の達成度合いに連動する株式数の決定方法)に従い、事後的に役員等に金銭債権等を付与し、当該金銭債権等の現物出資を受ける。

当該金銭債権等は、業績評価期間の役務に対応する形で事後的に付与されるため、パフォーマンス・シェア・ユニット導入時から株式交付時点までに係る役員等からの役務提供について、業績評価期間にわたり株式報酬費用等及び対応する負債(引当金)を計上することが考えられる。

また、株式報酬費用等の金額の算定方法であるが、当初決議時点において、業績目標の達成度合いごとに「株数」を決定する場合は、業績目標の達成度合いだけでなく、株価の変動によっても交付される株式の時価総額が異なる。この場合、最終的な金銭債権等の金額は、「業績評価期間の末日等の株価×株数(業績目標の達成度合いにより変動)」という算式で決定され、業績評価期間の経過期間に応じて義務が生じていると考えられる。そのため、費用計上額も毎期末の時価(株価)により算定していくことになると考えられる。

具体的には、事業年度をまたいで業績評価期間が設定されている場合に、各期末の費用計上累計額は以下のとおり算定され、前期末時点での費用計上累計額との差額が当期に費用計上される。

$$\text{期末の株価} \times \text{期末時点の業績目標の達成可能性を考慮した株数} \times (\text{経過月数} \div \text{業績評価期間})$$

なお、業績目標の達成見込みは、条件と業績目標の達成可能性を勘案し、期待値法又は最頻値法などの方法の中から、適切と考えられる方法を用いて、金額を算定することが考えられる。

### STEP 2 不達成の場合業績条件会計処理又は

(1) 業績条件達成の場合  
提供された役務等に対する金銭債権等は、業績条件が達成された時点で現物出資として払い込まれる。したがって、業績評価期間中は【STEP 1】(2)のとおり、負債(引当金等)に計上しておき、業績条件が達成された場合、役員等に付与された金銭債権等が現物出資されて株式が発行され、その時点で負債から資本に振り替えるような会計処理を行うことが考えられる。

具体的には、業績条件が達成された場合、負債(引当金)を金銭債務等の確定債務に振り替え、付与した金銭報酬債権は、現物出資として払い込まれるため、金銭債権等と資本金を認識する。

なお、自社に対する金銭債権等が現物出資により払い込まれるため、金銭債権等と金銭債務等は混同により消滅する。

(2) 業績条件が不達成の場合  
業績条件を達成できなかった場合、株式の発行(又は自己株式の処分)は行われなことから、負債として計上した金額を株式報酬費用等を相手勘定として振り戻すことが考えられる。